

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 巾下地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	巾下地区地区計画	
位 置	各務原市那加巾下町、蘇原花園町1丁目、2丁目、3丁目・4丁目の一部	
面 積	約31.8ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、地区中央を南北に主要地方道川島三輪線が通過し、周囲を都市計画道路に囲まれた交通骨格の形成上並びに都市構造上も重要な地区であり、今後地区南及び東の市街地と一体化した市街化の進行及び主要地方道川島三輪線沿道のサービス施設の立地による市街化の進行が予想される。</p> <p>今後は、都市構造上重要な地区にふさわしい市街地を形成するため、計画的な地区施設の配置及び建築物に関する計画を定め、開発行為や建築行為を適切に誘導するとともに、緑の基本計画に沿って公園を配置し、調和のとれたゆとりある市街地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>隣接する市街地との調和のとれたゆとりある良好な住環境を有する住宅地としての土地利用の促進及び主要地方道川島三輪線の沿道並びに都市計画道路岐阜犬山線沿道については、将来の沿道型土地利用を見据えて、店舗や事務所の立地等の利便性を兼ね備えた土地利用への誘導を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設については、市街化の促進、住環境、安全性の向上を図るため道路の拡幅を行ない、各街区の背割りには、土地利用増進のための新設道路をそれぞれ必要規模で配置する。</p> <p>また公園については、調整池機能（3,100立方メートル）を持たせた既決定の公園を含む都市公園3箇所を配置し、整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>敷地面積の最低規模を指定し、敷地の再分割による過小宅地を防止し、日照等のスペースが確保されたゆとりある市街地が形成されるよう誘導する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路				
		名 称	幅 員	路線数	延 長	備 考
		区画道路（拡幅）	6.0 m	6 本	約 820m	
	” （新設）	6.0 m	14 本	約 2,107m		
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度 150平方メートル				

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」